

○北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則

制 定 平成19年4月2日規則第12号

最近改正 令和5年3月17日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第16号。以下「条例」という。）第27条の規定に基づき、広域連合長が行う公文書の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書開示請求書)

第2条 条例第6条第1項に規定する開示請求書は、公文書開示請求書（別記様式第1号）とする。

(公文書の開示決定等の通知)

第3条 条例第11条第1項の書面は、同項の規定により公文書の全部を開示する旨の決定をした場合にあっては公文書開示決定通知書（別記様式第2号）とし、同項の規定により公文書の一部を開示する旨の決定をした場合にあっては公文書一部開示決定通知書（別記様式第3号）とする。

2 条例第11条第2項の書面は、公文書不開示決定通知書（別記様式第4号）とする。

(開示決定等の期限の延長等の通知)

第4条 条例第12条第2項後段の書面は、公文書開示決定等期限延長通知書（別記様式第5号）とする。

2 条例第13条第1項後段の書面は、開示決定等期間特例延長通知書（別記様式第6号）とする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与に係る通知等)

第5条 広域連合長は、条例第14条第1項の規定により第三者に対し意見書を提出する機会を与えるときは、公文書開示決定等に係る意見照会書（別記様式第7号）により通知するものとする。

2 広域連合長は、条例第14条第2項の規定により第三者に対し意見書を提出する機会を与えるときは、公文書開示決定等に係る意見書提出機会付与通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。

3 条例第14条第1項又は第2項の規定に基づく意見書の提出は、公文書開示決定等に係る意見書（別記様式第9号）により行うものとする。

4 条例第14条第3項後段の書面は、公文書開示決定に係る通知書（別記様式第10号）とする。

(電磁的記録の開示の実施の方法)

第6条 条例第15条の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、広域連合長が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

(1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、広域連合長が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、広域連合長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したものの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

(公文書の閲覧)

第7条 公文書（前条第1項第2号の規定により電磁的記録を出力した用紙を含む。以下この条において同じ。）を閲覧し、聴取し、又は視聴する者は、当該公文書を丁寧に扱うとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。

2 広域連合長は、前項の規定に違反する者に対しては、公文書の閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(公文書の開示に係る交付部数)

第8条 公文書の写し（電磁的記録を複製したもの及び出力した用紙を含む。以下同じ。）の交付は、開示請求（条例第6条第1項に規定する開示請求をいう。）1件につき1部とする。

(公文書の写しの交付に要する費用)

第9条 条例第17条ただし書に規定する公文書の写しの交付に要する費用の額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 公文書の写しの作成に要する費用 別表に定める額
- (2) 公文書の写しの送付に要する費用 郵送等に要する額

(審査会に諮問をした旨の通知)

第10条 条例第19条の規定による通知は、公文書開示決定等に対する審査請求に係る審査会諮問通知書（別記様式第11号）により行うものとする。

(審査請求に対する裁決に基づく開示に係る通知)

第11条 条例第20条において条例第14条第3項を準用する場合における同項後段の書面は、審査請求に対する裁決に基づく開示に係る通知書（別記様式第12号）とする。

(公文書目録の備付け)

第12条 条例第24条の規定により作成する目録等の資料は、事務局総務班に備え置くものとする。
(委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平20. 11. 21 規則11）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平30. 3. 27 規則2）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令5. 3. 17 規則3）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

区 分		費 用 の 額
1 複写機により複写したもの（プリンタにより出力したものを含む。） であって、その大きさが日本産業規格A列3番以下のもの	モノクロのもの	1面につき10円
	カラーのもの	1面につき50円
2 電磁的記録媒体に複写したもの		当該電磁的記録媒体1個につき、当該電磁的記録媒体の購入に要する費用を勘案して広域連合長が定める額
3 前2項に掲げるもの以外のもの		当該複写に要する費用に相当する額

公 文 書 開 示 請 求 書

年 月 日

（あて先）北海道後期高齢者医療広域連合長

郵便番号 —

住 所

請求者

（名 称）

氏 名

電話番号 — —

法人その他の団体にあつては、事務所又は事業
所の所在地、代表者の氏名及び担当者名

北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり
公文書の開示を請求します。

請求する公文書 の名称又は内容		
開 示 の 方 法	☐ 閲 覧 ☐ 視 聴 ☐ 写しの交付（ ☐ 郵送等希望）	
備 考		受 付 印

- 注 1 開示の方法の欄は、希望する□欄にレ印を記入してください。
2 ※印の欄は、記入しないでください。

別記様式第2号（第3条関係）

公文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、次のとおり開示することに決定したので、北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公文書の名称 又は内容		
開示の方法		☐ 閲覧 ☐ 視聴 ☐ 写しの交付（ ☐ 郵送等）
開示の日時 及び場所	日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分
	場所	
問い合わせ先		電話番号 — —
備考		

- 注 1 公文書の開示を受ける際は、この通知書を提示してください。
- 2 当日御都合が悪い場合その他不明な点がある場合は、あらかじめ、その旨を御連絡ください。
- 3 この決定（以下「処分」といいます。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求があった場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、北海道後期高齢者医療広域連合（訴訟において北海道後期高齢者医療広域連合を代表する者は、北海道後期高齢者医療広域連合長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

公文書一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、次のとおりその一部を開示することに決定したので、北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公文書の名称 又は内容		
開示の方法		☐ 閲覧 ☐ 視聴 ☐ 写しの交付（ ☐ 郵送等）
開示の日時 及び場所	日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分
	場所	
開示しない部分 の内容及び 理由	内容	
	理由	北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例第7条第 号に該当（理由）
※ 開示しない部分 を開示することが できる時期		年 月 日以降であれば、開示しない部分を開示 することができますので、その開示を希望する場合は、同日以降 に改めて請求してください。
問い合わせ先		電話番号 — —
備	考	

- 注 1 公文書の開示を受ける際は、この通知書を提示してください。
- 2 当日御都合が悪い場合その他不明な点がある場合は、あらかじめ、その旨を御連絡ください。
- 3 ※印の欄は、当該公文書の非開示部分の開示が可能となる時期が明らかである場合に記入しております。
- 4 この決定（以下「処分」といいます。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求があった場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、北海道後期高齢者医療広域連合（訴訟において北海道後期高齢者医療広域連合を代表する者は、北海道後期高齢者医療広域連合長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

別記様式第4号（第3条関係）

公文書不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、次のとおり開示しないことに決定したので、北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公文書の名称 又は内容	
開示しない理由	☐ 北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例第7条第 号に該当 ☐ 北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例第10条に該当 ☐ 公文書不存在 ☐ その他 (理由)
※ 公文書を開示 することができる 時期	年 月 日以降であれば、当該公文書の全部又は一 部を開示することができますので、その開示を希望する場合は、同 日以降に改めて請求してください。
問い合わせ先	電話番号 — —
備 考	

別記様式第5号（第4条関係）

公文書開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり開示決定等をする期限を延長したので、同項後段の規定により通知します。

公文書の名称 又は内容	
条例第12条第1項の 規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期限	年 月 日まで
延長の理由	
問い合わせ先	電話番号 — —
備考	

公文書開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり開示決定等をする期限を延長したので、同項後段の規定により通知します。

公文書の名称 又は内容		
条例第 12 条第 1 項の 規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
当該公文書のうちの相 当の部分につき開示決 定等をする期間及び当 該期間内に開示決定等 をする部分	開示決定等をする期間 開示決定等をする部分	年 月 日から 年 月 日まで
残りの公文書について 開示決定等をする期限	年 月 日まで	
条例第 13 条第 1 項の 規定を適用する理由		
問 い 合 わ せ 先	電話番号 — —	
備 考		

別記様式第7号（第5条関係）

公文書開示決定等に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合長 印

北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例第6条第1項の規定により開示請求のあった公文書に、次のとおりあなた（貴社・貴団体）に関する情報が記録されています。

つきましては、北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例第14条第1項の規定に基づき、この情報を開示することについて御意見を伺いたいので、別紙「公文書開示決定等に係る意見書」により御回答願います。

公文書の名称 又は内容	
情報の内容	
開示請求年月日	年 月 日
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先	
備考	

別記様式第8号（第5条関係）

公文書開示決定等に係る意見書提出機会付与通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合長

印

北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例第6条第1項の規定により開示請求のあった公文書に、次のとおりあなた（貴社・貴団体）に関する情報が記録されています。
つきましては、この情報を開示することについて、北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例第14条第2項の規定により御意見をお聴きしますので、別紙「公文書開示決定等に係る意見書」により御回答願います。

公文書の名称 又は内容	
情報の内容	
開示請求年月日	年 月 日
条例第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例第14条第2項第 号に該当 (理由)
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先	
備考	

公文書開示決定等に係る意見書

年 月 日

（あて先）北海道後期高齢者医療広域連合長

住 所 _____

（名 称）

氏 名 _____

電話番号 _____

法人その他の団体にあつては、事務所又は事業
所の所在地、代表者の氏名及び担当者名

年 月 日付けで照会のあった私（当社・当団体）に関する情報が記録
されている公文書の開示に対する意見について、次のとおり回答します。

☐ 開示されても支障はない。

☐ 開示されると支障がある。

（開示により支障を生じる部分）

（理由）

注 該当する□欄にレ印を記入してください。

公文書開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けであなた（貴社・貴団体）に関する情報が記録されている公文書の開示について御意見を伺いましたが、次のとおり当該公文書を開示することに決定したので、北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例第14条第3項後段の規定により通知します。

公文書の名称 又は 内 容	
情 報 の 内 容	
開 示 決 定 の 内 容	☐ 全部開示 ☐ 一部開示
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
問 い 合 わ せ 先	電話番号 — —
備 考	

注 この決定（以下「処分」といいます。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求があった場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、北海道後期高齢者医療広域連合（訴訟において北海道後期高齢者医療広域連合を代表する者は、北海道後期高齢者医療広域連合長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

別記様式第 11 号 (第 10 条関係)

公文書開示決定等に対する審査請求に係る審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合長

印

次の審査請求については、北海道後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 19 条の規定により通知します。

審査請求のあった日	年 月 日
審査請求に係る 公文書の名称又は内容	
審査請求の対象となっ た 決 定 の 内 容	年 月 日付け 第 号
審査請求の 趣 旨 及 び 理 由	(趣旨) (理由)
諮 問 年 月 日	年 月 日
問 い 合 わ せ 先	電話番号 — —
備 考	

別記様式第 12 号（第 11 条関係）

審査請求に対する裁決に基づく公文書開示に係る通知書

第 号

年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合長 印

あなた（貴社・貴団体）に関する情報が記録されている公文書の開示について、
年 月 日付けで提起のあった審査請求に対する裁決に基づき、次のとおり当該
公文書を開示することに決定したので、北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例第
20 条において準用する同条例第 14 条第 3 項後段の規定により通知します。

公文書の名称 又は 内 容	
情 報 の 内 容	
審査請求に対する 裁 決 の 内 容	年 月 日裁決
開 示 決 定 の 内 容	☐ 全部開示 ☐ 一部開示
開示決定をした理由	
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日
問 い 合 わ せ 先	電話番号 — —
備 考	